

小規模特認校制度募集要項

○小規模特認校制度とは

- ・小規模特認校制度とは、現在在籍している学校又は入学予定の学校から小規模の小中学校に転入学できる制度です。
※小規模特認校に在籍、または就学予定のお子さんは本制度の対象となりません。
- ・小規模校のメリット（小集団ならではのコミュニケーションの取りやすさ、一人ひとりの役割が明確で活躍できる場面が多い など）を生かした学習や学校生活がしたいというこどもの思いや願いに応える制度です。

○小規模特認校概要（学校の様子は学校ホームページで紹介しています）

【小学校】

学校名	児童数	複式学級	学校ホームページアドレス
阿用小学校	53名	3～4年	https://shimane-school.net/unnan/ayou-sho/
海潮小学校	53名	3～4年	https://shimane-school.net/unnan/ushio-sho/
西日登小学校	19名	1～2年 5～6年	https://shimane-school.net/unnan/nishihinobori-sho/
鍋山小学校	48名	3～4年	https://shimane-school.net/unnan/nabeyama-sho/
吉田小学校	22名	全学年	https://shimane-school.net/unnan/yoshida-sho/
田井小学校	15名	全学年	https://shimane-school.net/unnan/tai-sho/

【中学校】

学校名	生徒数	学校ホームページアドレス
吉田中学校	19名	https://shimane-school.net/unnan/yoshida-chu/
掛合中学校	47名	https://shimane-school.net/unnan/akeya-chu/

○入転学の条件

- ・小規模特認校で自分の力を発揮して学習や学校生活を行う強い意志及び1年以上は通学する意志が必要です。
- ・複式学級への転入は原則奇数学年（1年、3年、5年）としています。
- ・小規模特認校制度や学校生活について理解していただく必要があります。
- ・遠距離の通学が可能であることが必要です。なお通学にあたっては、保護者による直接送迎または路線バスを利用することになります。
- ・保護者は入学した学校における学校行事やPTA活動等に協力していただくことが必要です。





○申請手続き



【スケジュール概要】

時期		事柄
R6	～11月	・児童生徒及び保護者の意思確認 ・雲南市教育委員会 (0854-40-1072) へ相談 ・現在通学している学校の校長に相談
	10月～11月	・希望する特認校の見学や体験(可能な限り親子で参加)
	12月上旬	・雲南市教育委員会に申請書を提出(12/2～12/13)
	12月下旬	・雲南市教育委員会等との面接(12/23～12/27)
R7	1月中旬	・結果通知(雲南市教育委員会⇒保護者) ・在籍している学校へ転校の申出(保護者⇒在籍校)
	4月以降	・転校した特認校に必要な書類を提出(保護者⇒特認校)

【留意事項】

- ・小規模特認校への転入学は保護者だけでなく、お子さんの意見や希望が大切ですので検討される場合にはご家族でしっかりと相談してください。
- ・ご家族での相談の結果、小規模特認校への転入学の意思がある場合には、最初に雲南市教育委員会へ相談してください。
- ・希望される特認校については実際に見学や体験などで確認してください。
- ・転入学を希望される方は、「小規模特認校転(入)学申請書」(雲南市ホームページからダウンロードしてください)に必要な事項を記載の上、雲南市教育委員会学校教育課に提出してください。

○その他

- ・募集定員は各学校ともに若干名としております。
- ・申請の事実と異なると認められるとき、または小規模特認校制度の主旨に合わないときは就学許可を取消す場合があります。

【お問い合わせ】

雲南市教育委員会 学校教育課

〒699-1392 雲南市木次町里方 521-1 雲南市役所2階

TEL:0854-40-1072 FAX:0854-40-1079

HP:<https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kosodate/syuugaku/gakkou/shoukibo-tokunin.html>

